

# 岐阜市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

平成22年11月29日決裁

令和3年3月25日決裁

令和3年6月18日決裁

## 第1 目的

この要領は、本市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

## 第2 検査対象事業者

本市は、法第115条の32第2項第4号及び第5号に定める者を検査対象事業者とし、以下のとおり区分けするものとする。

### 1 第1区分

指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が、1以上20未満の介護サービス事業者。

### 2 第2区分

指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が、20以上100未満の介護サービス事業者。

### 3 第3区分

指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が、100以上の介護サービス事業者。

## 第3 検査体制

本市は、検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

## 第4 検査等

### 1 検査

#### (1) 一般検査

本市は、業務管理体制の届出内容を確認するため、別紙1により一般検査を実施するものとする。

#### (2) 特別検査

本市は、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合、別紙2により特別検査を実施するものとする。

### 2 検査等実施方法

#### (1) 実施計画及び検査対象の選定

##### ①一般検査（概ね6年に1回）

本市は、毎年5月までに当該年度の実施計画を策定するものとする。

##### ②特別検査

本市は、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象に実施するものとする。

#### (2) 実施通知

#### ①一般検査

本市は、一般検査の実施に当たっては、様式1により、検査対象事業者に対し、検査の実施を通知するものとする。ただし、一般検査において立入検査を実施する場合は、様式2により、検査対象事業者に対し、検査の実施を通知するものとする。

#### ②特別検査

本市は、特別検査の実施に当たっては、様式2により、検査対象事業者に対し、検査の実施を通知するものとする。

### (3) 報告

①本市は、検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について様式3-1により報告書を作成するものとする。

②本市は、立入検査を実施した場合は、様式3-2により報告書を作成するものとする。

### (4) 検査会議

本市は、立入検査を実施した場合は、必要に応じて検査会議を開催し、上記(3)②の内容を審議するとともに行政上の措置等について検討するものとする。

## 3 行政措置

(1) 本市は、検査の結果、以下の行政措置をとることができる。

#### ①勧告

本市は、検査の結果、介護保険法施行規則第140条の39で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、様式4により、その是正を勧告することができる。

#### ②命令

本市は、勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、様式5により、その措置をとるべきことを命ずることができる。

この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行なわなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(2) 本市は、(1)については、期限を付して報告を求めるものとする。ただし、期限を設定するに当たっては、当該事業者の対応に要する時間を考慮するものとする。

なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項については、様式4に準じ改善報告を求めるものとする。

## 4 その他留意点

本市は、上記1(1)の一般検査において、介護サービス事業者が行政措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

## 第5 その他

この実施要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この実施要領は、平成22年12月1日から施行する。

#### 附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この実施要領は、令和3年6月18日から施行する。

